

公用車売買契約書

湖西市（以下「売払者」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「買受者」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（物品の表示）

第1条 売買物品は次のとおりとする。

メーカ－	三菱
型 式	3 2 0 C－G L D－T 6
製 造 番 号	3 2 0 C C M A A 0 0 2 5 8

（契約保証金）

第2条 契約保証金はこれを免除する。

（売買代金）

第3条 売買代金は金〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇円）とする。

（代金の支払）

第4条 買受者は、売払者の発行する納入通知書により、令和8年10月9日までに、売買代金全額を売払者に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物品の所有権は、買受者が売買代金の支払いを完了した時、買受者に移転する。

（所有権移転手続等）

第6条 所有権移転に関する手続きは、買受者が行うものとし、移転に要する一切の費用は買受者の負担とする。

（売買物品の引渡し）

第7条 売買物品は現状渡しとし、前条に定める手続きが完了した後、引き渡すものとする。

2 売買物品の管理責任は引渡しと同時に売払者から買受者に移転し、買受者は、その責任と負担において売買物品の管理、輸送、保管等を行うものとする。

（危険負担）

第8条 買受者は、本契約締結の時から売買物品の引渡しの時までにおいて、当該物品が、売払者の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売払者に対して売買代金の減免を請求することができない。

（瑕疵担保）

第9条 買受者は、本契約締結後、売買物品に数量の不足その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすること

ができない。

(権利の譲渡制限)

第10条 買受者は、第 6 条による手続きが完了するまでの間は、権利義務を第三者に譲渡することができない。

(禁止用途)

第11条 買受者は、売買物品について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の社会的団体及びそれらの構成員若しくはそれらの者から委託を受けたものがその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用してはならない。

2 買受者は、売買物品について第三者に所有権を移転する場合には、前項及び第 12 条に定める義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

(実地調査等)

第12条 売払者は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は買受者に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、買受者は調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(契約解除)

第13条 売払者は、買受者が本契約に定める条項に違反したときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14条 前条の規定により本契約を解除した場合において、売払者に損害があるときは、売払者は買受者に対しその賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

第15条 買受者は、売払者が第 14 条の規定により本契約を解除したときは、売払者の指示する期日までに、買受者の負担において売買物品を原状に回復して売払者に返還しなければならない。ただし、売払者が売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、この限りではない。

2 買受者は、前項の規定により売買物品を売払者に返還するときは、売払者の指示する期日までに、売払者の指示する売買物品の所有権移転手続きに必要な書類を売払者に提出しなければならない。

(返還金)

第16条 売払者が、第 13 条により本契約を解除した場合、売払者と買受者は、互いに有する金銭債権を対等額について相殺し、差額がある場合はその差額について返還又は請求する。

2 売払者は、前項により買受者に対する返還金があるときは、これに利息を付さない。

(費用等の請求の放棄)

第17条 買受者は、売払者が第13条により本契約を解除した場合において、買受者が本契約締結のために支出した費用及び売買物品に投じた必要経費、有益費等の費用、並びに売買物品にかかる公租公課は、これを売払者に請求しない。

(費用負担)

第18条 本契約の締結に要する費用は、買受者の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 買受者は、売買物品の法令等の規制を熟知のうえ、この契約を締結したものであることを確認し、売買物品を利用するにあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

(信義誠実の義務及び疑義の決定)

第20条 売払者と買受者の両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義のあるときは、売払者と買受者の両者の協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売払者と買受者の両者の記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

売払者 静岡県湖西市吉美 3268 番地
湖西市長 田内 浩之 印

買受者 ○○○○○○○○ 印